

平成26年 第1回定例道議会 3月5日 一般質問  
 ～北海道議会・会議録より～

一. 集落対策の今後のあり方について	
質 問	答 弁
<p><b>(一) 農村集落の活性化のあり方について</b>                      (広田議員)</p> <p>まず、北海道の集落の約7割を占める農村集落の今後のあり方について伺います。</p> <p>道で選定した3つのモデルの内、納内地区は、いわゆる農村における農地の大規模化、集約化のモデルとして受け止めさせていただきました。私としては、北海道の農村の集落対策としては、都市住民の支援による小規模の有機農家が入りやすい仕組みづくりなど、より多様な農業、農村のあり方が提案されるべきと考えます。</p> <p>この農村集落の活性化に関して、農政部とはどのように連携が図られているのか、また、逆に、農政部としても、現在、納内地区で検討されている空き家の活用や、単なる土地の集積だけではとどまらないさまざまな「人」に関わる課題に、どのように向き合っていくのか実践するよい機会になると考えますが、どのように取り組むのか伺います。</p> <p><b>(二) 集落対策の考え方について</b>                      (広田議員)</p> <p>集落対策の基本的考え方についてですが、モデル地区の一つ幌加内母子里は、人口わずか35人、積雪寒冷も厳しい地域と認識しています。私が、いわゆる集落対策の基本におくべきと思うのは、価値観の転換であります。以前、集落対策に関する議論のときに、議場でもご紹介しましたが、鹿児島はやねだん集落のように、280人の集落で、子どもたちやお年寄りが協力して芋畑をつくるなど、自主財源をつくり、役場に頼らない独自の社会教育や福祉を行い、全国から人が集まる集落となっています。やねだんという集落は、対策される側、サービスを受け取る側から、サービスや価値を生み出す場になっているのです。道としては、その集落をどう助けられるかというよりも、たとえば、都市部が持っていない集落の持つ力、都市の持つ脆弱さを支援できるような枠組みを構築し、従来の助ける側と助けられる側が固定したような一方通行ではない持続可能な循環する新たな支援の輪をつくっていくことが重要だと考えます。道としては、集落対策の基本的あり方をどのように考えているのか伺います。</p>	<p>(総合政策部長兼地域振興監)</p> <p>農村集落の活性化についてでございますが、集落対策を効果的に進めていくためには、庁内各部との連携が重要でありますことから、深川市納内地区など、道内3カ所で実施をしている集落総合対策モデル事業におきましては、農政部を含めた庁内の関係部で構成する「過疎地域・高齢化集落問題検討チーム」を設置をし、緊密に連携を図りながら各種の施策を推進しているところでございます。</p> <p>また、道では、農業を核とした個性豊かな農村づくりに向け、地域を越えた人と情報のネットワークを形成するとともに、都市と農村の交流促進や、地域活動を担う多様な人づくりなどを進めているところであり、今後とも多様な農業と魅力ある農村が構築されるよう、関係部局が連携をして農村集落の活性化に取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>(総合政策部長兼地域振興監)</p> <p>集落における地域資源の活用についてでございますが、集落の維持・活性化を図るためには、集落ごとに異なる地理的条件や、個性などを活かした取組が、持続的に進められていくことが重要であると認識をいたしております。</p> <p>このため、道では、都市部の人材や機能などと連携を図りながら、集落が持つ地域資源を活用した特産品の開発と、その販売をビジネスとして持続的に展開することをモデル的に実施することとしており、今後はさらに、こうしたモデル事業の成果を道内各地域に幅広く発信し、集落と都市部、あるいは集落同士が連携した持続可能な取組が全道各地で展開されるよう支援をしてまいりたいと考えてございます。</p>

一. 集落対策の今後のあり方について

質 問	答 弁
<p>(三) 集落対策の今後の道の取組について (広田議員)</p> <p>集落対策の今後の取組についてですが、これまでのこうした事業展開のパターンとして、大体事業が3年ほどで終わり、結局マニュアルをつくって地域づくり総合交付金の活用で、あとは地域にお任せということでは、道と市町村、道と道民の新たな関係の構築には繋がりませんし、道職員が、そして道が地域の現実から学ぶ機会にもなりません。私としては、たとえば、高知県で取り組まれている駐在員制度のように、いわば、地域おこし協力隊の道庁職員版として、2年から3年、集落の地域活性化問題解決の当事者としてそこに住み、地域の問題解決や、地域活性化を地域の現場で複合的に担当する制度の検討を強く求めます。集落を助けるのではなく、道庁職員が集落から学ぶために必要です。現在のモデル事業を受けて、その成果を、道としてどう活用していくのか、今後の中長期的な集落対策への考え方を伺います。</p> <p><b>【再質問】</b> (一) 中長期的な集落対策について (広田議員)</p> <p>まず、集落対策に関して、再質問いたします。そもそも、数年前からこの集落対策に関して疑問を重ねており、モデル地域の選定をするよう提言をしたのは、報告書を作って終わり、ガイドブックを作って終わり、あとは、地域づくり総合交付金で終わりではなく、道庁職員自らが現場に入り、複合的な視点を持って地域の問題解決にあたるのが、道庁組織にとっても北海道の未来にとっても、大きな蓄積になると思ったからです。この間、様々な意見交換をするなかで、私は、新たな行政改革の第一歩は、道庁職員自らが地域の一員として、問題解決の当事者となる経験をすることからスタートするべきだと確信を深めたところです。支援される必要があるのは、もしかすると、集落ではなく道庁組織かもしれません。ご提案した、高知県の駐在員制度や、全道各市町村における地域おこし協力隊などの状況なども、よく調査された上で、向こう10年はモデル地区として手をあげた地域への支援を、道庁及び道庁職員の自らの学びのためにも、継続すべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>集落対策の今後の取組についてであります。人口減少や高齢化が急速に進む中、集落対策を効果的に進めるためには、地域の方々が主体となって、集落の将来像を共有した上で、それぞれの集落課題に応じた具体的な取組を実施していくことが重要でありますことから、道では、3つの地域における集落総合対策モデル事業や、地域資源を活用した新たなビジネスのモデル事業を実施をし、その成果などを道内市町村に発信するとともに、集落対策に関するガイドブックを策定をし、今後の様々な対策に広く活用していただくことといたしているところであります。</p> <p>さらに、こうした取組に加え、市町村への道職員の派遣制度なども効果的に活用しながら、地域における集落対策を支援をしてまいる考えであります。</p> <p>(知事)</p> <p>集落対策の今後の取組についてであります。道では、昨年度に策定した「北海道における集落対策の方向性」に基づき、今年度から2年間を集中対策期間と位置づけ、関係者の意識の醸成はもとより、モデル事業の実施や、市町村のサポート体制強化などに取り組むことといたしているところであります。</p> <p>集中対策期間後の取組については、モデル事業などの効果を検証するとともに、これらの結果を他の市町村に対して幅広く発信していくことにより、地域における集落対策の促進を図っていくことといたしているところであります。モデル事業の実施地区につきましては、市町村と連携を図りながら、道職員の市町村への派遣事業の活用なども視野に入れ、引き続き必要な支援に努めてまいる考えであります。</p>

# 一. 集落対策の今後のあり方について

質 問	答 弁
<p>(二) 農村集落の活性化について (広田議員)</p> <p>次に、農村集落の活性化について伺います。多様な農業と魅力あふれる農村が構築されるよう関係部局と連携して取り組んでいくとの部長のご答弁でしたが、具体的には何をされるのでしょうか。繰り返しになりますが、北海道の集落の約7割が農村地域です。農の視点が不可欠です。私は、新たな地域通貨制度の導入も視野に入れ、集落対策の一環として、有機農業の新規農業者を支える都市住民のサポーター制度の導入や、従来のご知事のご答弁では、ビジネスモデルという言葉がたくさん出ていますが、従来の市場流通と違う、都市と農村の交流のしくみなどを、道が積極的に発掘し、コーディネートすることで、農村の力を発信することが必要だと考えます。知事は、都市と農村の交流を公約でも掲げておりますが、これについても、私としては、今までのグリーンツーリズムの推進や、情報誌の発行のみでは不十分ではないかと、これまでも、重ねてご提案させていただいたところですが、集落対策における道の役割として、知事の任期中に具体的に着手をすべきと考えます。知事は、地域通貨制度の可能性や、都市と農村の交流の新たな取組の重要性について、どのように認識し、どのように取り組むのか伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、農村集落の活性化についてであります。農業を核とした農村集落の振興を図っていくためには、都市が持つ消費機能と農村が持つ生産機能を効率的に結びつけていくことが大切であり、効率的な流通の確保はもとより、都市住民に関心の高い有機農業の推進や、農村文化の伝承など地域における様々な取組の積極的な情報発信、さらには、消費者から生産者の顔の見える農業といった観点も重要になっていると考えております。</p> <p>このため、道におきましては、地域を越えた人と情報のネットワークづくり、生産者と消費者の交流といった取組を継続的に進めていくとともに、集落対策として取り組む都市と農村の交流を活かした新たなビジネスのモデル事業の成果を検証するほか、高齢者が生産する野菜を地域通貨を介して流通させるといった道外での取組事例もありますことから、こうした取組の効果なども地域に情報発信するなどして、地域の特色を活かした取組を各部連携のもと、支援をしてみたいと考えております。</p>

平成26年 第1回定例道議会 3月5日 一般質問  
 ～北海道議会・会議録より～

二. 地域通貨制度の検討について	
質 問	答 弁
<p>(広田議員)                  次に地域通貨制度の検討について伺います。                  集落対策と関連して、また、私自身のめざす自立型経済を後押しするものとして、私は、新たな形で北海道地域通貨の検討が必要だと考えます。ヨーロッパなどでは、有機農業の支援に活用されている事例もあり、私としては、知事公約にも掲げられている都市と農村の連携の1つの方法として、新規の有機農業就農者を都市住民が支える仕組みなどを道として支援する必要があると考えます。たとえば、札幌で活発に動き出したコミュニティカフェなどと、市町村自治体や、有機農業組合などをつなぎ、これまでと違う新たな流通の媒介役としての役割を、広域自治体としての道に期待するものです。また、北海道としての地域通貨制度を活用して、エゾシカの皮や角、道産の素材を付加価値高い工芸品とする手仕事の職人やアーティストの育成に、道外観光客からのお金がまわるような仕組みづくりや、札幌に一極集中している観光客の入り込み、宿泊数の増加を地域に波及させるためにも可能性のある手法ではないかと考えます。                  日本においては、地域通貨制度はあまり定着していないと認識していますが、道内における地域通貨制度の現状をどのように把握されているのか、また、北海道における地域通貨制度の必要性、可能性についてどのように認識し、推進、活性化に向けてどのような課題があると考えているのか伺います。</p>	<p>(総合政策部長兼地域振興監)                  地域通貨制度についてでございますが、コミュニティ活動やボランティア活動などの対価として特定の地域の中で流通する地域通貨制度につきましては、道内では、10年ほど前から、社会貢献活動や住民同士の交流の促進、また、地域資源を有効活用した地域経済の活性化などを目的として、NPOなど地域の団体が中心となって、取り組まれてきているところでございます。                  道では、これまで、制度の立ち上げなどを地域づくり総合交付金などで支援を行ってきたところでございますが、サービスを受ける側と、提供する側が固定化することによる通貨の流通の停滞や、運営資金の不足などにより、制度が廃止をされたり、休止された事例も見られますことから、道といたしましては、運営を続けている団体や、新たに運営をはじめめる団体に対し、継続的な活動が行われている国内外の先進事例などについて、情報提供を行うなど必要な支援に努めてまいりたいと考えてございます。</p>

平成26年 第1回定例道議会 3月5日 一般質問  
 ～北海道議会・会議録より～

三. 自立型経済実現に向けた取り組みについて

質 問	答 弁
<p>(一) 域際収支と自立型経済の目標について                      (広田議員)</p> <p>知事は、本道の強みを活かした自立型経済の実現に向けた取り組みをより一層加速すると、会派の代表質問においても答弁をされました。</p> <p>平成21年度ベースの数字ですが、北海道の域際収支を見ると、まず、最大の赤字は、1兆1,000億円で、自動車などの輸送機械、農業機械などを中心とした機械部門です。</p> <p>また、次に大きな赤字は、約5,000億円程度の化学製品部門で、その7割を医薬品が占め、3割が化学肥料と農薬です。</p> <p>3番目に大きな赤字は、約5,000億円程度、化学部門と同じですが、いわゆる鉱業部門、金偏の鉱業部門で、石油、ガス、石炭などの化石燃料です。</p> <p>域際収支は、経済の状況をはかる物差しの1つでしかないと承知をしていますが、ただ輸出額を増大し、目先の取扱高を増やしたとしても、地域の外にお金が流出しては意味がありませんし、自立型経済とは言えません。</p> <p>知事は、自動車関連産業などの誘致や工場などの立地促進により内製化を進める形で対応し、一定の成果をあげられていることは承知をしています。</p> <p>しかし、知事及びこれまでの道の対応は右肩上がりの成長社会を前提とした対応であり、成熟社会を展望した自立型経済の実現を加速するために、私は、全庁的に、各般の施策を見直す必要があると考えます。</p> <p>施策の見直しにあたっては、私は、この域際収支の現状を1つのものさしとして、道民のみなさんと共有しながら、道民のみなさんと協働して自立型経済をめざしていくことが必要だと考えますが、知事は、こうした域際収支の状況をこれまでどのように認識し、対処してこられたのか、まず、伺います。</p> <p>その上で、知事は、どのような目標を持って、どのような方法で自立型経済を加速させるのか、伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>自立型経済構造の実現に向けてであります。北海道の域際収支は、これまでも入超の状況にあるところではありますが、平成21年は、公共事業の削減の影響や、加工組立型工業など、ものづくり産業の振興のほか、外国人観光客の増加などにより、入超額は縮小しましたが、平成23年度の移輸入入に関しては、原油等の輸入の増加などにより、入超額が拡大をいたしているところがあります。</p> <p>道といたしましては、自立型経済構造の実現に向け、道産品の販路開拓など輸出等の拡大はもとより、外国人観光客の道内消費の増加、自動車部品の道内調達率の向上といった、道内需要を確実に道内経済活動に置き換える取組を推進するなど、ほっかいどう産業振興ビジョンに基づき、中小企業の競争力強化やものづくり産業の振興などの力強い地域経済づくり、本道の強みを活かした食や観光などの成長力の強化などに全力で取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>(二) 中小企業基本条例の策定について                      (広田議員)</p> <p>次に、中小企業基本条例の策定についてうかがいます。</p> <p>自立型経済の実現に向けては、言い古された言葉ではありますが、内発的発展が、今こそ重要であります。それを、北海道のすべての企業や、コミュニティ、あらゆるところに浸透させることが、道及び知事の役割であると考えます。</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、中小企業対策についてであります。中小企業は、住民生活に密着し、ニーズにきめ細やかに対応できるとともに、経済の好循環を支える重要な役割を担っているものと認識をいたします。</p> <p>このため、道では、これまで産業振興条例や地域商業活性化条例を定めるなどして、経営基盤の強化はもとより、販路開拓や人材育成などの支援に努め</p>

### 三. 自立型経済実現に向けた取り組みについて

質 問	答 弁
<p>知事のこれまで進めてこられた企業誘致は、一定の雇用効果はありましたが、技術の集積や、人材の育成、そして地域に誇りを生み出していない、そこにつながっていないことが課題であると私は認識しています。</p> <p>自立型経済を全道的に進める上で、地域一体となった観光消費額の底上げや、道が進めてきた麦チェーンなどの取り組みの強化、また、障がい者雇用の受け入れなどの社会的包摂機能においても、大企業よりも、実は、より小さな企業の役割が重要かつ有効であると地域の現場で実感してきました。</p> <p>私は、これまで、ともすれば、振興策の受け手であった中小企業者のこうした可能性や、自立型経営の担い手としての役割を明確に位置付け、中小企業者参加のもとで、条例を新たに策定することは非常に意義深いことだと考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p><b>(三) HFC特区の現状と課題について</b> <b>1. フード特区による輸出増加額について</b> (広田議員)</p> <p>次に、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区、いわゆるフード特区の現状と課題について伺います。まず、2016年までの5年間にわたって、累計で1,300億円の売り上げ増加額の目標を掲げて進められているフード特区の現在の状況についてですが、フード特区による輸出増加額について、2012年度は目標の数値を下回ったと聞いていますが、現状はどうなっていて、その要因、課題をどのように認識し、今後どのように取り組むのか伺います。</p>	<p>てきたところであります。</p> <p>道といたしましては、今後とも、地域経済の活性化や雇用の確保に向け、商工業振興審議会はもとより、道内各地域において、中小企業の方々と意見交換を行うなどして、時々の社会情勢に適確に対応する中小企業政策の充実に努めてまいる考えであります。</p> <p>(食産業振興監)</p> <p>自立型経済実現に向けた取り組みに関し、輸出促進に向けた課題などについてであります。フード特区の初年度となる平成24年度における輸出の実績は、約10億円で、目標値の24億円を下回ったところであります。</p> <p>海外への販路拡大につきましては、個々の企業において、各国における市場ニーズの把握や、信頼できるパートナー探し、輸出手続きなどの貿易知識が不足していることなど、さまざまな課題があるものと認識しております。</p> <p>このため、フード特区では、貿易に精通した商社OBを活用し、海外販路開拓を支援するほか、生鮮品輸出に必要な鮮度保持技術の実証事業を行うなど、輸出に意欲的な企業の動きを後押しする取組を進めているところであります。</p> <p>道としていたしましては、こうした取組をさらに強化するため、インターネットを活用し、海外バイヤーに対して北海道の食の魅力をPRするとともに、新たに、タイやシンガポールに食の輸出支援コーディネーターを配置するなど、関係機関との連携のもと、支援体制の強化を図ってまいる考えであります。</p>

### 三. 自立型経済実現に向けた取り組みについて

質 問	答 弁
<p>2. フード特区における輸入代替の実績について (広田議員)</p> <p>次に、フード特区における輸入代替の実績について伺います。このフード特区においては輸入代替600億円の目標も掲げられており、自立型経済を推進する上で、私としては、重要なことだと認識をしています。平成24年度は、予定どおりの実績をあげたと承知していますが、実績の中身はどのようになっているか、あわせて、今後の取組について伺います。</p>	<p>(食産業振興監)</p> <p>次に、輸入代替等の実績と今後の取組についてありますが、平成24年度における輸入代替等の実績は、約46億円であり、目標値の40億円を上回ったところであります。</p> <p>その内容といたしましては、馬鈴薯などの選別・貯蔵施設の新設などにより、輸入品に代わり、道産品の利用が促進されたものや、乳酸菌やポリフェノールなどの機能性を備えた新商品の開発により、新たな需要が創出されたものがあります。</p> <p>道といたしましては、今後も、特区の各種支援制度の活用により農業生産体制を強化するほか、道産原材料の利用促進や、植物工場の整備に向けた取組などにより、輸入代替が一層推進されるよう努めてまいる考えであります。</p>
<p>(四) 産業全体における輸入代替の推進について (広田議員)</p> <p>既に道としては、麦チェンや木材の地材地消など各部において主体的な自立型経済の取組が進んでいますが、道自らの発注や建築に関しては、目先の単年度の経費節減が優先しており、地域経営の視点が不足しています。</p> <p>フード特区における輸入代替の目標を定めたように産業全体における輸入・移入代替を全庁的に進めていく必要性について知事はどのように認識し、今後どのように取り組む考えか伺います。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>輸入代替などについてであります。道では、道産品の販路拡大や地域経済活性化を図るため、米チェンや麦チェンをはじめ、地域で生産された木材・木製品を地域で利用する「地材地消」や、自動車関連産業の集積と道内サプライチェーンの構築などの取組を進めているところであります。</p> <p>また、公共工事の発注等に当たっては、庁内の「中小企業等の受注機会の確保に関する推進会議」を通じ、土木工事における道産資材の優先的な使用や、道内中小企業の新商品に対する優先発注など、コスト面にも配慮しながら、道産品の活用を推進しているところでございます。</p> <p>これらの取組により、移輸出の増加や移輸入代替などの効果も生まれるものと考えており、今後とも、こうした取組のさらなる推進に努めるとともに、本道が強みを有する一次産業と連携した関連機械の開発の取組などを促進し、移輸入の代替を進めるなど本道経済の活性化を図ってまいる考えであります。</p>
<p>(五) 差別化戦略としての有機農業、クリーン農業の強化について</p> <p>1. 有機農業の推進について (広田議員)</p> <p>次に、差別化戦略としての有機農業、クリーン農業の推進について、伺います。</p> <p>知事は、執行方針のなかで、食産業で立国をおこすという気概でアジアの食市場を見据え、食産業立国に向けた取り組みを加速すると言われました。食産業立国の基盤を支えるのは農林水産業の競争力強化であると知事も執行方針で述べられています。</p>	<p>(知事)</p> <p>最後に有機農業の推進についてありますが、有機農業は、有機質資源の循環利用を行い、安全・安心を求める消費者ニーズに応える重要な取組であり、道では、昨年3月に、第2期有機農業推進計画を策定をし、有機農家戸数を現在の約670戸から28年度までに1,300戸に倍増させる目標を設定いたしましたところであります。</p>

### 三. 自立型経済実現に向けた取り組みについて

質 問	答 弁
<p>私はその1丁目1番地は農業においては差別化戦略、高付加価値化としての有機農業、クリーン農業の推進であると考えます。</p> <p>まず、有機農業の推進についてですが、知事は執行方針の中で世界の食料自給が逼迫する中、約200%の自給率を誇る本道の安全・安心の「食」は一層価値が高まるという考えを示されました。</p> <p>しかし、域際収支の実態から、多くの化学肥料、農薬を道外に依存している現状が見えます。</p> <p>また、国際的な統計で比較すると、実は日本の有機栽培の農地の面積比はローロッパはもちろん、アメリカや中国の面積比にも満たない状況にあります。北海道も例外ではありません。日本政府としても有機栽培の面積比、現在0.2%を最低限1%に拡大するとしたところですが、食産業立国を掲げる北海道としては、イタリアの8.6%、ドイツの6.1%など、少なくともEU諸国に近い目標を掲げて、取り組みを強化し、イメージ先行ではない実態が伴った差別化をはかることが重要だと考えます。道としてどのように取り組みの拡大を図っていこうとするのか伺います。</p> <p><b>2. クリーン農業の今後について</b> (広田議員)</p> <p>次に、クリーン農業の今後のあり方についてですが、北海道は冷涼な気候もあり、いわゆるクリーン農業のイメージがある一方で、たとえば農薬との因果関係が疑われるミツバチの大量死などの事件が北海道でありました。EU諸国ではいち早く因果関係が疑われたネオニコチノイド系農薬使用停止などの措置がとられました。こうした時に少なくともEU基準に準じた迅速な対応ができないことは私としては食産業立国としての北海道の優位性を世界に発信するためにも大きなマイナスと考えます。</p> <p>また、農薬や化学肥料の使用量に依りて、YES!clean表示制度、特別栽培、有機JASと、日本の消費者にとっても、浸透しづらい、わかりづらい表示になっています。</p> <p>私は食産業立国を掲げ、安心・安全な食を世界に提供する北海道として、北海道スタンダードとしての新たなわかりやすい農薬基準や、栽培方法の表示などについても、今後検討すべきかと考えますが、所見を伺います。</p>	<p>今後、この目標の達成に向け、有機農業技術の開発・普及や量販店におけるPR活動などに加え、有機農業団体との連携による新規参入の促進や、経営の一部有機農業への転換、さらには市町村段階における推進体制の整備などを一層進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(食の安全推進監)</p> <p>自立型経済実現に向けた取組に関し、まず差別化戦略としての有機農業、クリーン農業の強化にかかるクリーン農業の推進についてであります。我が国における農薬の使用や栽培方法の表示制度といたしましては、化学肥料や化学合成農薬を原則使用しない「有機JAS」と、50%以下にする「特別栽培」がありますが、いずれも、高度な栽培技術を要し、価格も割高となることから、こうしたことに意識の高い方々の中での限定的な取組にとどまっている状況でございます。</p> <p>このような中で、北海道にありましては、安全・安心で環境に配慮した農業の裾野を広げる観点から、国の制度に加えまして、独自に基準を定め、生産者にはつくりやすく、消費者には購入しやすい仕組みとして、「YES!clean」に取り組んでいるところでございます。</p> <p>道といたしましては、クリーン農業を推進していくために、この3つの制度の意義や内容につきまして、生産者はもとより、消費者の方々に十分理解し、選択していただくことが重要と考えており、ガイドブックやDVDの作成・配布、出前講座の開催などを通じた普及・啓発に一層、取り組んでまいりたいと考えております。</p>

### 三. 自立型経済実現に向けた取り組みについて

質 問	答 弁
<p><b>3. YES!clean表示制度のあり方について</b> (広田議員)</p> <p>次にYES!clean表示のあり方について伺います。YES!clean表示制度は、農薬等の使用を慣行農法に比べできるだけ減らす取り組みで、道が国内の中では先進的にスタートした取り組みと承知をしています。有機農業推進法などがスタートした以降は、差別化としては有機に比べて弱さがあると認識はしていますが、当分の間、有機農業への移行を促進する役割を期待するものです。</p> <p>また、有機農業と異なる点は、個別ではなく、面として集団としての取り組みである点です。これまでの農業サイドだけの取り組みを脱却し、全庁的に農薬などの使用を抑えた栽培面積を拡大し、付加価値向上、域際収支の改善に努めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p><b>【再質問】</b> <b>(一) 域際収支と自立型経済の目標について</b> <b>1. 自立型経済のものづくりの姿について</b> (広田議員)</p> <p>知事から域際収支と自立型経済の目標について、ご答弁がありました。</p> <p>まず、21年については、入超額つまり域際収支の赤字額は、公共事業の削減など全体の規模が縮小する中で改善の方向であったというお答えだったと思いますが、道および知事のめざしてきた自立型経済とは、公共事業からの脱却であり、そのために、産業構造を重層化させるために加工組み立て型工業など、ものづくり産業の振興を図ってきたということで間違いはないでしょうか。</p> <p>これはこれで、全否定するつもりはありませんが、これまでの成長を前提とした従来型の経済政策であり、私の考える自立型経済を支えるものづくりは少し違います。</p> <p>たとえば、同じものづくりを振興するにしても、域際収支を高め、地域に誇りをもたらし、知事ご自身が掲げられた北海道価値を高めるものづくりとはいったいどういうものなのでしょうか。</p> <p>日本国の貿易収支の傾向を見ると、日本が貿易赤字を生じている国は、スイスや、フランス、イタリアなどだと私は認識しています。食料品にしてもファッションにしても付加価値の高いブランド品を日本人がたくさん買うからです。また、数年前に、サハリン州の貿易についても調べたときも、当時ですが、フィンランドとイタリアが一人勝ちしており、中身を聞くと、家具でした。</p>	<p>(食の安全推進監)</p> <p>次に加工食品におけるYES!clean表示についてであります。本道におきましては、平成12年度から、生鮮農産物を対象として、生産者団体を中心に、化学肥料・化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるYES!clean表示制度に取り組んでおりますが、23年度からは、実需者からの要望を受けまして、YES!clean農産物を原材料とする加工食品にも対象を広げているところでございます。</p> <p>これに伴いまして、現在、YES!cleanの加工食品は、小麦粉、うどん、納豆など、11社の22商品となっておりますが、こうした商品を拡大していくことは、YES!clean表示制度のさらなる普及・定着に大きな役割を果たすものと考えております。</p> <p>このため道といたしましては、関係機関・団体との一層の連携を図りながら、セミナーの開催による加工業者と産地の情報交換、加工食品の商品開発に対する支援、さらには消費者へのPRといった取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>ものづくり産業の振興などについてであります。自立型経済の実現に向けては、ものづくり産業の振興が極めて重要であり、輸出などの促進と域内循環を高めていくことが域際収支の改善につながるものと認識をいたします。</p> <p>このため、道といたしましては、地域の素材にこだわった食品や家具、化粧品など、道産品のブランド化による国内外への販路開拓をはじめ、自動車部品など機械工業の道内調達の拡大、さらには、農林水産業や食品加工分野に関連した省力化、効率化に資する機器の開発・生産といった域内需要を取り込む道内企業の育成を図るなど、本道の自立型経済の実現を目指して、付加価値の高い、ものづくり産業の振興に努めてまいりたいと考えております。</p>

### 三. 自立型経済実現に向けた取り組みについて

質 問	答 弁
<p>私は、真に強いものづくり戦略とは、北海道の強みを活かす「食」をはじめ、北海道で産出できる素材に、徹頭徹尾こだわって、小さなロットでも質の高い付加価値の高いものをつくっていくことが重要だと考えますが、知事の経済政策にはそうした視点がよく見えません。</p> <p>知事のめざす自立型経済のものづくりのめざす姿について、改めてうかがいます。</p> <p><b>2. 化石燃料依存からの脱却と産業全体の輸入代替について</b> (広田議員)</p> <p>北海道の域際収支について、知事からは平成23年度、原油等の増加により、域際収支の赤字が増加しているとお答えがありました。域際収支を道民のみなさんと協働して自立型経済をめざす1つのものさしと見ている私としては、重要なポイントと認識をしています。</p> <p>私は、産業連関表から、21年度の収支を、知事のお答えは道民経済計算から23年度の状況をお答えになったものであり、ベースが異なりますのであくまで目安にしかすぎないとは考えますが、原発の停止に伴い、域際収支の赤字が化石燃料の増加により約3,415億円増加しており、決して小さい額ではないと受け止めています。</p> <p>しかし、北海道においては、平成21年度、原発が稼働している状況にあって、すでに、鉱業部門、いわゆる化石燃料において5,000億円を越える赤字が生じていた現状から、原発の是非云々の議論以前に、化石燃料依存からの脱却が重要であることを私としては改めて強く認識したところであります。</p> <p>これまで、化石燃料の脱却は、多くは環境配慮の面から語られてきましたが、自立型経済の実現の加速に向けて最重要課題ではないでしょうか。</p> <p>改めて、この域際収支の状況について、知事はどのように認識し、化石燃料依存からの脱却にどのように取り組む考えか伺います。</p> <p>その上で、産業全体の輸入代替、移入代替の全庁的な取組の推進について再質問します。</p> <p>経済部長から、従来の域内調達に関する取組を中心にして答弁をいただきましたが、化石燃料からの脱却についても、単年度の経費削減が優先し、あるいは各部においては、それぞれ縦割りの中央省庁の指示待ちの域を出ず、実効があがっていませんでした。これまでは、環境配慮の視点から質疑を重ねてきましたが、経済性の面からも長期的視点に立てば、道が率先して地域のモデルになるような取組が強化されるべきと考えます。</p> <p>知事はその必要性をどのように認識し、どのように取り組むのか伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>輸入代替などについてであります。石炭や石油などの化石燃料は、その近い将来における枯渇や使用に伴う地球環境への影響が懸念されており、その使用を抑制することが求められているという省エネ新エネ促進条例の趣旨を踏まえ、道では、限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐとともに、道内で自立的に確保できる新しいエネルギーの利用の拡大を図ることといたしているところであります。</p> <p>現在、道では、道立施設への太陽光発電や、木質ペレットストーブなどの導入を図っているところであり、新技術・新製品の開発を促進する観点からも、道として率先して取り組んでいく必要があるものと考えているところであり、厳しい財政状況のもとではあります。導入推進に努めてまいりたいと考えております。</p>

### 三. 自立型経済実現に向けた取り組みについて

質 問	答 弁
<p>(五) 差別化戦略としての有機農業、クリーン農業の強化について</p> <p>3. 北海道スタンダードについて (広田議員) 次にクリーン農業などについて伺います。 北海道スタンダード、北海道独自のわかりやすい基準や表示について、お尋ねしましたがお答えはありませんでした。 「食で一国を興す」と知事は示されました。また、3期目に当たっては北海道価値を掲げて当選を果たされたらと、私は記憶しています。 これまで、北海道価値とはなんぞやという疑問を重ねてきたところですが、その具体的なものさしを道内外に示し、皆さんと共有する必要があると考えます。 私は食産業立国の基本として、北海道独自の基準をしっかりと持ち、まさに、北海道の持つ価値や優位性を北海道スタンダードとして、わかりやすく発信する必要があると考えます。 その第一歩として、私は例えばフランスのワインのように使用する農薬基準や、土づくりや栽培方法の表示などを北海道独自でEUレベルまで上げていくための制度整備などについても、食産業立国北海道として全庁的に、そして、道民参加で検討する必要があるのではないかと考えますが、知事としてはどのようにお考えか伺います。</p> <p>4. 減農薬の新たな推進の方法について (広田議員) 次に減農薬の新たな推進の方法について伺います。 先ほどから申し上げてきた化石燃料からの脱却と同時に、化学肥料・農薬からの脱却は自立型経済のためにも急務ですし、具体的その取り組みは、農政部まかせにするのではなく、減農薬に取り組むことによって、道民の健康にも寄与し、域際収支の改善にもつながる重要な課題であります。 ところが先ほども申し上げましたように、現状は伸び悩んでいる現状にあります。 付加価値の高い有機やYES!clean農産物を使った加工食品の製造になんらかのインセンティブをつけるなど、有機農産物、クリーン農産物の普及拡大を支援し、食の総合化の土台として化学肥料や農薬の低減についても、農政部まかせにせず、新たな視点で検討すべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>(知事) 次に食にかかわる表示制度についてであります。道では、農産物の品目ごとに道独自の基準を定めた「YES!clean」に取り組むとともに、道産食品独自認証制度や北のハイグレード食品といった独自の認証制度を推進をしているところであります。 また、フード特区の取組みの一環として、全国初の食品機能性表示制度を確立したところであり、今後とも、より付加価値の高い農業と食産業の実現に取り組んでまいる考えであります。</p> <p>(知事) 次に、YES!clean表示制度についてであります。道独自の基準に基づく「YES!clean」の農産物を原材料とする加工食品を拡大していくことは、道産加工食品の付加価値向上につながるものと考えております。 このため、道といたしましては、今後とも、こうした制度に関する消費者や加工業者の方々の理解を深めるとともに、関係部局が一層連携した商品開発への支援などを積極的に進めてまいる考えであります。</p>

四. 産業用大麻栽培許可の現状と今後の課題について

質 問	答 弁
<p>(広田議員)                  最後に産業用大麻栽培許可の現状と課題について伺います。                  先ほども御質問がございましたが、現在、議会議論を踏まえて、北海道産業用大麻可能性検討会において、さまざまな角度から検証がされていると承知をしています。                  検討会での真摯な多角的な議論を尊重しながら、北海道の自立型経済を推進する1つの突破口として、私自身も大きく期待している産業用大麻の栽培許可の現状と課題について、道議会の場においても、道議会議員みなさん、また、道民のみなさんと共有するべく、質問をさせていただきます。</p> <p><b>(一) 産業用大麻栽培の免許審査における判断基準について</b>                  (広田議員)                  まず、産業用大麻栽培の免許審査における判断基準について伺います。                  大麻取締法によって、大麻取扱者免許の許認可は知事の権限ですが、現在、道内における栽培者免許の取得は、先ほど御紹介のあった北見市における1件だけとなっています。                  一般に、正しい知識が伝えられていないのですが、マリファナになる大麻と異なって、いわゆる産業用大麻ヘンプには、陶酔性の薬理成分THCがほとんど含まれていません。                  従って、私としては薬物乱用のおそれはないと考えておりますが、また、産業的にも伝統的な繊維製品から住宅用の建材や断熱材、そしてメルセデスベンツなどでも使用され始めている自動車の内装材や、車の軽量化のための強化プラスチック、また、麻の実や油を用いた健康食品や化粧品、そして、殺菌効果などによる競走馬などの敷わら、更には、エネルギー源としての活用まで、現在の石油製品として私たちが使っているものを中心に、実に2万5千種類以上の製品の原料となる農作物として、海外では広く栽培され、産業化の動きが加速をしています。                  一般に言われるマリファナと区別するために、産業用大麻と申し上げていますが、ヘンプや、おおあさ、あさなど、いろいろな呼び方があります。                  実は、私の着用している衣服も産業用大麻ヘンプ100%で出来たものを今日は着てまいりました。                  しかしこれは、日本のデザイナーがタイで製品化しているものですが、私はいつか、道産の産業用大麻で北海道のデザイナーが作った服を当たり前に着</p>	<p>(保健福祉部長)                  産業用大麻栽培許可の現状と今後の課題に関し、まず、大麻栽培者免許についてでございますが、平成11年1月14日付けの厚生省の通知において、愛知県知事の大麻取扱者免許交付却下処分に係る審査請求に対する厚生大臣の裁決として、国の見解が示されており、この裁決書において、大麻取締法は、大麻の有害性に基づき、大麻の濫用による保健衛生上の危害防止の観点から、大麻の不正取引及び不正使用を防ぐため、大麻を取り扱う者を免許制としているものであり、その栽培目的が伝統的な祭事での利用や、栽培技術の継承など、何らかの社会的な有用性が認められるものでなければ、大麻の栽培を必要とする十分な合理性がないものとして、免許申請を却下できることとされているところであります。                  道におきましては、この国における見解を踏まえ、精神作用成分であるテトラ・ヒドロ・カンナビノール、略称、THCの含有量の少ない品種を使用することなども要件とした審査基準を定めて審査を行っているところであり、栽培目的が個人の趣味・嗜好と認められるものや、種子の入手に関する十分な証明がないものなどについては、不免許としてきたところであります。</p>

#### 四. 産業用大麻栽培許可の現状と今後の課題について

質 問	答 弁
<p>られる日が来ることを願っています。そしてこの衣服だけではなく、たとえば、神社の注連縄であるとか、鈴縄であるとか、日本の伝統文化、精神性を象徴するようなものが国産の麻でつくられており、現在は、全て中国製か、化学製品で代用されている現状にあります。</p> <p>さて、繰り返しますが、大麻取締法によって、大麻取扱者免許の許認可は知事の権限ですが、現在、道内における栽培者免許の取得者は北見市における1件のみで、極めて少数であり、道の対応に対して不満の声も上がっており、私自身も、いささか疑問を感じています。</p> <p>そこで伺いますが、栽培の免許審査に関して、栽培目的やその有用性が審査の基準になっていると伺いましたが、道としての栽培目的の判断基準を伺います。</p> <p>また、何をもち、社会的有用性があると判断しているのか伺います。</p> <p>さらに、これまで却下された事例は、どのような理由によるもので、許可された事例との違いはどこにあるのか伺います。</p> <p><b>(二) 指導要領における盗難防止用柵の設置の根拠について</b> (広田議員)</p> <p>北海道の指導要領では、大麻を栽培するために用いる種子はTHCの含有が少ない品種が用いられることとあり、そうした品種は、いわゆるマリファナにならない無毒大麻である。にもかかわらず、盗難防止用の堅固な柵の設置を栽培者に求めています。</p> <p>私としては、論理的整合性が認められないのですが、なぜ、そのような設置を求めるのか見解を伺います。</p> <p><b>(三) 免許審査の体制について</b> (広田議員)</p> <p>免許審査の実務は保健福祉部の所管ですが、農業の専門家ではない部署に、農作物としての産業用大麻の栽培目的の有用性、妥当性等に関する判断が適切に行うことが私は可能とは思えません。</p> <p>実際に、現在、いわゆる陶酔性の薬理成分THCが、ほとんど含まれていない「とちぎしろ」の栽培組合もある栃木県では、農業の部門で許認可を審査しているとも聞きます。</p> <p>今後の、産業用大麻の免許の審査にあたっては、</p>	<p>(保健福祉部長)</p> <p>次に、大麻栽培に係る盗難防止措置についてでございますが、大麻取締法では、THCの含有量にかかわらず、免許のない者は、大麻の所持等が禁止されており、大麻栽培者免許の審査にあたりましては、大麻の乱用による保健衛生上の危害を防止するため、盗難防止対策が十分になされているかどうかを検討することとされております。このため、道におきましては、審査基準において、栽培地や栽培に伴う施設等には盗難防止の措置を講ずることとし、指導要領において、栽培地の周辺には、人がみだりに立ち入ることができないよう、堅固な柵等を設けていることとしていただいております。</p> <p>(保健福祉部長)</p> <p>次に、大麻栽培者免許の審査についてであります。道におきましては、先ほど申し上げた国の見解を踏まえまして、審査基準を設けて審査を行っているところであります。</p> <p>大麻栽培者の免許審査にあたりましては、大麻栽培を必要とする十分な合理性があることや薬物乱用の助長等の保健衛生上の危害を及ぼすおそれがないことなどを総合的に判断してまいりたいと考えております。</p>

#### 四. 産業用大麻栽培許可の現状と今後の課題について

質 問	答 弁
<p>産業が専門の農政部や地域産業の振興支援を図っている経済部とも協議の上、更には地元市町村の意向も考慮した上で、最終的には、知事が総合的に判断する必要があると考えますが、いかがか伺います。</p> <p>(四) マリファナなど薬物乱用防止の取組のあり方について (広田議員)</p> <p>いわゆるマリファナに関して、たばこやアルコールと比べて、健康への影響や、依存性の低さなどが指摘され、諸外国の中でも、規制よりも緩和の方向にある地域もあることは承知をしていますが、私は、そうした展開を望んでいるわけではありません。</p> <p>道としては、現行の大麻取締法に基づき、大麻の抜き取りを全道的に展開していると承知しています。保健所職員や、警察職員などの献身的な努力、また、自治体の協力による焼却処分など、一定の成果をあげていると伺いましたが、私は、より科学的な検証に基づく取組が必要だと考えます。</p> <p>たとえば、大麻取締法によって所持を禁じられているのは、陶酔性の薬理成分であるTHCが含まれている大麻草の花穂、葉、若い茎であり、成熟した茎や実は規制の対象外になっています。</p> <p>一斉抜き取りという取組では、産業用にも活用できる大麻草に関する正しい知識が普及啓発できていないと考えますが、見解を伺います。</p> <p>また、加えて薬物乱用防止に際しては、睡眠導入剤や頭痛薬、あるいは向精神剤の過剰投与など、今、地域の中で起きている問題に対して、しっかり向き合う必要が有ります。</p> <p>必要なのは、薬物は毒にも薬にもなるということ、具体的に科学的に、しっかり啓発することこそが道としての役割ではないでしょうか。もし、産業用大麻の栽培だけを厳重に審査することが、道の仕事であるとしたら、私はそれは、大きな勘違いだと思います。薬物乱用防止に関しての道としての取組を伺います。</p> <p>以上、再質問を留保して、私の一回目の質問を終わります。</p>	<p>(保健福祉部長)</p> <p>最後に、薬物乱用防止の取組についてであります。特に、青少年の心身の健全な成長に有害なばかりでなく、その後の人生に大きく影響を及ぼすものであり、未然防止の取組が重要であります。</p> <p>本道においては、未だ、多くの地域で大麻草が自生しており、不正所持事犯が後を絶たない状況にありますことから、道では、毎年、市町村や関係機関等の協力を得て抜き取り除去に努めるとともに、道教委と連携した、中学や高校での「薬物乱用防止教室」の開催や薬剤師会等関係団体と一体となった街頭啓発やパネル展を実施しているところであり、今後とも、関係機関・団体との連携のもと、違法ドラッグ、覚せい剤、向精神薬などの様々な薬物について有害性や依存性に関する正しい知識を普及するなど総合的な薬物乱用防止対策の一層の強化に努めてまいりたいと考えております。</p>

#### 四. 産業用大麻栽培許可の現状と今後の課題について

質 問	答 弁
<p><b>【再質問】</b>  <b>(一) 産業用大麻栽培の免許審査における判断基準について</b>            (広田議員)            産業用大麻の栽培許可について伺います。            産業用大麻についての判断基準であります。栽培目的が伝統的な祭事での利用や栽培技術の継承などとしているとのお答えですが、保健福祉部長が答弁された裁定書を拝見しましたが、私の持っている文書では種子や繊維を農作物として出荷しているとの文言が伝統的、技術の継承の前段に文書として出ております。大変不透明に感じます。            また、議会議論においても農作物としての有用性についての一定の見解が示されていると私は理解しておりますが、再度、社会的有用性の判断基準について伺います。</p> <p><b>(三) 産業用大麻栽培許可について</b>            (広田議員)            また、大麻栽培者の免許の審査の実務については、保健福祉部で行っており、審査については、総合的に判断しているとのお答えがありました。やはり産業用の大麻の栽培許可を審査するにあたっては、農政部や経済部などの関係部署、市町村の意見を聞いた上で、保健福祉部だけでは判断をできないと、審査することには無理があると思っておりますが、重ねて知事の見解を伺います。</p>	<p>(知事)            大麻栽培免許の判断基準についてであります。道では、国の見解を踏まえ、伝統的な祭事での利用や栽培技術の継承、また、種子や繊維を農作物として出荷するなどの社会的有用性に十分な合理性があることに加え、保健衛生上の危害を及ぼすおそれがないことなどを基準として審査をしているところであります。</p> <p>(知事)            最後に、大麻栽培免許に係る審査についてであります。道といたしましては、申請者から提出された書類の内容審査や実地調査を行うほか、技術的な事項や活用の有効性などについては、庁内関係部局に必要な照会、協議を行うなどして総合的に判断をしているところであり、今後とも庁内連携の強化に努めて参る考えであります。</p>